

“しらかが”をもっともっという町に!!
まちづくりにあなたの声をおきかせください!!



「審議会等委員」を募集します

わたしたちが生活している町を住みよい町としていくためには、わたしたち自らがまちづくりに参画して、みんなで知恵を出し合いながら一つずつ行動に移していく必要があります。

その一つの方法として、協働のまちづくり条例では、町が設置するさまざまな審議会等の委員を選任するにあたり、自ら参画しようというかたの募集について定めています。

各審議会等の役割は、まちづくりを進めていくための重要な計画などについて、調査や審議をしながら、町に対し意見を述べていくことです。

今回委員を募集する審議会等と募集人員

① 白鷹町振興審議会	5人
② 白鷹町国民健康保険運営協議会	3人
③ 白鷹町図書館協議会	5人
④ 白鷹町都市計画審議会	2人
⑤ 白鷹町下水道事業運営審議会	2人
⑥ 白鷹町水道経営審議会	3人
⑦ 白鷹町病院事業等運営委員会	2人

各審議会等に共通する応募資格

- ◇原則として、白鷹町以外の審議会等の委員でないこと
- ◇原則として、年間複数回開催される会議などに出席できるかた（各審議会等の予定回数は個別要項をご確認ください。）
- ◇白鷹町の議員及び職員でないこと
- ◇次の基準を満たすかた
 - (1) 納税等（町税、各種負担金、使用料などを含む）の義務を果たしていること
 - (2) 公民権を有していること
 - (3) 破産者で復権を得ない者でないこと
 - (4) 成年被後見人、被保佐人、被補助人でないこと
 - (5) 刑執行中の犯罪歴がないこと

任期

平成25年4月1日から
平成27年3月31日まで

ただし、

- ② 白鷹町国民健康保険運営協議会
議会は平成25年5月1日～平成27年4月30日まで
- ⑦ 白鷹町病院事業等運営委員会は平成25年4月1日～平成26年6月30日まで

各審議会等の役割と応募資格など

① 白鷹町振興審議会

町の振興実施計画の策定や変更などの審議、計画の実施に必要必要な調査などを行う機関です。

▼応募資格 町内に住所を有し、応募時点で満25歳以上のかた

▼開催予定回数 年2～4回
程度

▼所管部署 総務課企画調整係（☎85-6123）

② 白鷹町国民健康保険運営協議会

町の国民健康保険事業の運

営に関する重要事項を審議する機関です。本協議会は、A被保険者を代表する委員3人、B保険医または保険薬剤師を代表する委員3人、C公益を代表する委員3人の計9人で組織され、募集対象はAの被保険者を代表する委員です。

▼応募資格 町内に住所を有する国民健康保険の被保険者で、応募時点で満25歳以上満73歳未満のかた

▼開催予定回数 年2～4回
程度

▼所管部署 町民課国保医療係（☎85-6130）

③ 白鷹町図書館協議会

図書館を地域住民に密着した存在にするために、図書館の運営や活動に対して意見を述べる機関です。

▼応募資格 町内に住所を有し、応募時点で満20歳以上のかた

▼開催予定回数 年2～3回
程度

▼所管部署 教育委員会図書館管理係（☎85-6146）